

港長公示第1-2号

港則法第39条第1項の規定により，次のとおり船舶の航泊を禁止するので，同条第2項の規定により，公示する。

令和元年10月18日

衣 浦 港 長



衣浦港中央ふ頭西地区前面海域における航泊の禁止について

衣浦港中央ふ頭西地区前面海域の下記区域において，埋立工事が行われるため，工事期間中下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に係わる船舶，港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和元年11月20日から令和5年3月31日まで

2 区 域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ 衣浦港半田防波堤灯台から 296度 30メートルの地点（防波堤上）

ロ イ地点から 219度 20メートルの地点

ハ ロ地点から 219度 30メートルの地点

ニ ハ地点から 142度 210メートルの地点

ホ ニ地点から 116度 360メートルの地点

ヘ ホ地点から 116度 460メートルの地点

ト ヘ地点から 26度 320メートルの地点

チ ト地点から 26度 30メートルの地点（護岸上）

3 標 識

上記ロ及びト地点には，黄色灯浮標（黄色4秒1閃），ハからへの4地点には赤色灯浮標（赤色4秒1閃）が別図のとおり設置されている。

4 警戒船

工事区域周辺には，警戒船1隻が配備されている。

警戒船には，「警戒船」と記載した表示板又は横断幕が掲げられている。

別 図



▲ 灯浮標 (標体赤色、単閃赤光 毎4秒に1閃光、光達距離 2.5海里)(海上)

● 灯浮標 (標体黄色、単閃黄光 毎4秒に1閃光、光達距離 2.5海里)(海上)

□ 航泊禁止区域